



1月8日から中国入国者、入国貨物への検疫措置を大幅緩和

中国へ入国する人、貨物への検疫管理措置を調整し、2023年1月8日から入国者への検疫・隔離、入国貨物への検疫管理を行わないこと等を含む「新型コロナウイルス感染に乙類乙管理を実施することに関する総体方案(以下、総体方案)」が、12月25日午後に北京で開催された全国新型コロナ感染防疫業務テレビ電話会議で公表されました。

1月8日以降、中国へ入国する国内外の渡航者は、搭乗する48時間前のPCR検査陰性証明を所持し、入国時に中国税関へ健康申告カードを提出する必要があるが、渡航前に在外領事館への健康コードを申請する必要はなく、入国後に全渡航者に対するPCR検査と集中隔離は実施されなくなりました。健康申告カードの申告内容が正常で、入国管理での通常検疫で異常がなければそのまま入国できることになります。

また、国内外の航空会社に対する国際線1航路、週1便の制限と客席数制限も廃止され、外国人の商務、留学、親族訪問、団体による中国訪問手配が調整され、相応に入国ビザの発給も簡便化していきます。水路、陸路での出入国についても徐々に緩和し、中国人の海外旅行については海外の感染状況と対応力を鑑みて、秩序ある回復を進めていくとしています。なお、航空会社に対する機上での防疫措置の徹底と乗客へのマスク着用の周知は継続して求められています。

今回の措置は、12月22日に開催した中国共産党中央政治局常務委員会で、感染予防制御措置を中華人民共和国伝染病予防法で規定する「乙類甲管理」から「乙類乙管理」へ調整することを審議、可決したことを受けたもので、総体方案では、上記の入国検疫の緩和措置のほかに、1月8日からは隔離措置、濃厚接触者判定、高低リスク地域の画定を実施しないとし、同時に、65歳以上の高齢者へのワクチン接種率の向上と重症化しやすい基礎疾患がある人達へのブースター接種の普及を図り、各地で重症化病棟の増床と、医薬品、検査試薬の備蓄等による医療保障体制を強化し、PCR検査は本人申請とし、感染者には病状に応じた対応を実施し、社区での高齢者等への健康調査とサービスを徹底し、養老施設、社会福利施設、病院、学校、就学前教育機関、大型企業等の重点機関での予防措置を強化し、密集による感染拡大リスクを防ぐ等の措置を通達しています。

また、「新型コロナウイルス肺炎（中国語：新型冠状病毒肺炎）」の名称は「新型コロナウイルス感染（中国語：新型冠状病毒感染）」に変更されました。国家衛生健康委員会は12月26日に「公告2022年第7号」を発出し、上記の名称変更と甲類伝染病としての予防、制御措



置を解除し、新型コロナウイルス感染を中華人民共和国国境衛生検疫法で規定する検疫伝染病管理から外すことを正式に公示しました。

詳細は、弊所の疫情政策研究小組までお問い合わせください。